

新規制基準の背景・考え方 – 新規制基準と緊急時対応等との関係 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.217

国の規制基準には原子力災害時の避難計画が含まれていないため、審査されていない。避難計画についても審査すべきではないか。

第30回ワーキング
(2025.2.12)
参考資料

国の資料における説明の概要

避難計画は、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法において、**国や自治体、原子力事業者などの役割と責任が割り当てられている**。また、避難計画を含む緊急時対応については、**各地域の原子力防災協議会で内容を確認した上で、国として了承する制度となっている**。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○国の法体系における避難計画の位置づけ

- 原子炉等規制法では、重大事故等対策を講じることを要求事項としているが、避難計画等の緊急時における対応については要求事項とされていない。
- 避難計画等の緊急時における対応については、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、**災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されている**。

○避難計画に関する国の関与、支援

- 内閣府は、原子力発電所の所在する地域ごとに、原子力規制庁を含む関係府省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会（地域協議会）を設置。同協議会における検討等を通じ、国は地方公共団体に対し、避難計画の具体化・充実化の支援を行う。
- 内閣府を始めとする関係府省庁、地方公共団体等は、地域協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（緊急時対応）が、原子力災害対策指針等に照らし、**具体的かつ合理的であることを確認**。
- 内閣府は、地域協議会における確認結果を国の原子力防災会議へ報告し、**原子力防災会議は、緊急時対応を国として了承**。

